

共済規程の一部変更について

(変更理由書)

損害保険業界では、自賠責保険・共済の契約引受・管理等にかかる業界共同システムの構築が進められており、契約者の利便性の向上が見込まれることから、同システムに参画することとしている。

自動車損害賠償責任共済について、現在は申込時に現金で共済掛金を収納することを前提としているが、今般の同システムへの参画に伴い、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収納が可能となるため、共済掛金の払込に当たってキャッシュレス決済手段を選択することができるよう共済規程の一部を変更する。

1. 共済規程 新旧対照表

変 更 条 文	現 行 条 文
<p>第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(共済掛金の収納) 第11条 [略] <u>2 前項の規定にかかわらず、この組合は、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段(以下この項において「キャッシュレス決済手段」という。)を通じて共済掛金を収納することができる。この場合、共済契約者が当該キャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を完了した時点をもって共済掛金を収納したものとみなすものとする。</u></p> <p>(共済契約の特約) 第13条 この組合は、共済契約につき、<u>共済掛金払込に関する特約が自動的に付され、共済掛金の調整は行わない。</u> <u>2 前項の共済掛金払込に関する特約は、全国共済連が定めた共済規程附属書共済掛金払込に関する特約による。この場合において、「会」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。</u></p> <p>附 則 この変更は、行政庁の承認があった日以後、令和7年1月1日(行政庁の承認が令和7年1月2日以後に行われたときは、その承認があった日とする。)から施行する。</p>	<p>第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(共済掛金の収納) 第11条 [略] [新設]</p> <p>(共済契約の特約) 第13条 この組合は、共済契約につき、<u>特約を付すことができない。</u> [新設]</p>

2. 附帯決議

共済規程の変更承認申請に際し、行政庁から字句の修正について指示があった場合等には、その処理を代表理事組合長に一任する。